



令和6年12月24日  
自動車交通部

## 乗合バスの路線廃止に係る意見聴取の結果について

北鉄金沢バス株式会社から令和6年9月12日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止について、道路運送法第15条の2の規定に基づき令和6年12月6日に下記のとおり意見聴取を行いました。

この結果、「路線の廃止の日の繰り上げを行うことについて、旅客の利便を阻害するおそれがないとは認められない」と判断されることから、事業者及び関係地方公共団体に対し、その旨通知しました。

### 記

- 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出  
番 号 6旅7号（北鉄金沢バス株式会社 廃止届出）
- 意見聴取日時及び場所 意見を記載した書面の提出による
- 被意見聴取者
  - ①関係地方公共団体 石川県、金沢市
  - ②利害関係人 申請なし
- 陳述の要旨  
別紙「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」のとおり

### 【連絡先】

自動車交通部 旅客課 佐野、山田  
TEL : 025-285-9154

## 路線定期運行の路線廃止に係る意見聴取調書

1. 届出件名  
番 号 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出  
6旅7号（北鉄金沢バス株式会社 廃止届出）
2. 意見聴取日時  
場 所 意見を記載した書面の提出による
3. 被意見聴取者
  - ①：関係地方公共団体 石川県、金沢市
  - ②：利害関係人 申請なし
4. 陳述の要旨  
別紙「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の  
とおり

## 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果

## ○関係地方公共団体

【石川県】

1. 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出  
番 号 6旅7号（北鉄金沢バス株式会社 廃止届出）
2. 意見聴取の日時 意見を記載した書面の提出による  
場 所
3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名、住所  
氏 名 端根 豪男  
(石川県企画振興部交通総合対策監室交通政策課長)  
住 所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

## 4. 陳述の要旨

今回、一部廃止届出が出された6旅7号の路線については、郊外と金沢市中心部を結ぶバス系統が運行されており、地域住民が通勤・通学のほか、買い物や通院等のために利用する路線であることから、路線の廃止により、地域住民の利便性が低下することが考えられる。

当該路線を運行する北鉄金沢バス株式会社は、地域公共交通機関としての社会的責任に鑑み、地域住民に対して丁寧な説明を行い、地域住民の理解が十分に得られるまでは廃止を行うべきではないと考える。

## 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果

### ○関係地方公共団体

#### 【金沢市】

1. 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出  
番 号 6旅7号（北鉄金沢バス株式会社 廃止届出）
2. 意見聴取の日時 意見を記載した書面の提出による  
場 所
3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名、住所  
氏 名 古谷 健（金沢市都市政策局担当次長兼交通政策課長）  
住 所 石川県金沢市広坂1丁目1番1号

#### 4. 陳述の要旨

今回、路線の一部廃止届出のあった6旅7号は、金沢市内からの金沢医科大学病院を結ぶ路線であり、同病院への通院手段等として、重要な役割を果たしており、本市の交通まちづくり施策の一つに位置づけている「石川中央都市圏等の公共交通ネットワークの充実」を推進する上で、非常に影響が大きいと考えている。

しかし、当該路線については、日に1本のみでの運行であり、廃止となる区間における利用人数も少数であること、また、燃料価格の高騰等による事業者の経営状況や慢性的な運転士不足などを踏まえると、路線の廃止に対し積極的には同意できないものの、やむを得ないものとする。

なお、廃止するに当たって、当該路線を運行する北鉄金沢バス(株)には、地域公共交通機関としての社会的責任に鑑み、地域住民に対して十分な説明を行うよう望む。